



毎月1回1日発行  
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)  
 電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦  
 編集委員会：小野一英 山崎航 濱田靖彦 野田徹 白石栄一  
 印刷所：(株)白橋

## H28熊本地震で被災 災害復旧進む阿蘇大橋来年3月開通へ



R2.4.10 国土交通省記者発表より

### 目 次

防災・減災対策等強化事業推進費を創設しました	2
水防月間のお知らせ(5月1日~31日)	5
防災・安全交付金 令和2年度当初予算で実施される津波対策	7
既存ダムの「事前放流ガイドラインの策定」について	10
令和元年度水防専門家の派遣実績について	12
「災害査定の留意点」第6回	15
新任災害査定官プロフィール	17
協会だより 令和2年度 第1回理事会、第2回理事会の書面による開催について	18
令和2年度 定時総会への出席自粛、総括災害査定官による説明会及び懇親会の中止について	18
令和2年度 災害復旧実務講習会の講義形式での開催中止について	18
被害報告	19

# 『防災・減災対策等強化事業推進費』を創設しました!

## —新制度のご案内—

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

### 1. はじめに

昨年度は、8月の前線に伴う大雨や令和元年東日本台風など相次ぐ自然災害の発生により甚大な被害が生じ、5月には、滋賀県大津市で保育園児ら16人が死傷した交通事故が発生しました。これらの災害に対する再度災害防止対策や重大な交通事故を契機とした交通安全対策などに、当室所管の災害対策等緊急事業推進費が活用されました(国：16件、都道府県：15件、市町村：8件、独立行政法人：1件)。

このたび、近年頻発している激甚な災害に対し、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、災害対策等緊急事業推進費を見直し、再度災害防止対策等に加え事前防災・減災対策に活用できる、防災・減災対策等強化事業推進費(以下、「防災・減災対策推進費」という。)を創設しました。

今回、この防災・減災対策推進費について、概要、活用事例を紹介します。

### 2. 防災・減災対策推進費の概要

#### 2.1 防災・減災対策推進費とは

防災・減災対策推進費は、年度当初に予算計上されていない公共事業について、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に防災・減災対策の強化を行うために配分する予算です(令和2年度は310億円(国費ベース))。

事業所管部局(他省庁含む)からの申請を受けるもので、予算措置により早期に事業効果が発揮できる箇所における「事前防災・減災対策」、災害を受けた地域等における「再度災害防止対策」、公共交通に係る重大な事故が発生した箇所等における「交通事故等の再発防止対策」に活用することができ、以下に列記するような場合での活用が想定されます。

#### (1) 事前防災・減災対策

①年度当初の予算措置を見送ったものの課題が解決し、予算措置ができれば予定どおりの事業効果を

発揮できるケース

②事象発生を契機に新たな対策実施の必要が生じ、追加予算措置ができなければ事業効果を発揮できなくなるケース

[(1)-①の例] 前年度から継続していた協議がまとまり用地が取得できたため、推進費により堤防強化等の洪水対策を実施。



[(1)-②の例] 緊急輸送道路の整備において、詳細の地質調査の結果、想定以上の強風化した岩盤が出現したため、推進費により追加対策を実施。



#### (2) 再度災害防止対策

①災害復旧事業にあわせて、公共土木施設の防災機能の強化・向上を行う対策を行うケース  
②地域は被災したものの、公共土木施設に被害・損傷がない場合の対策を行うケース

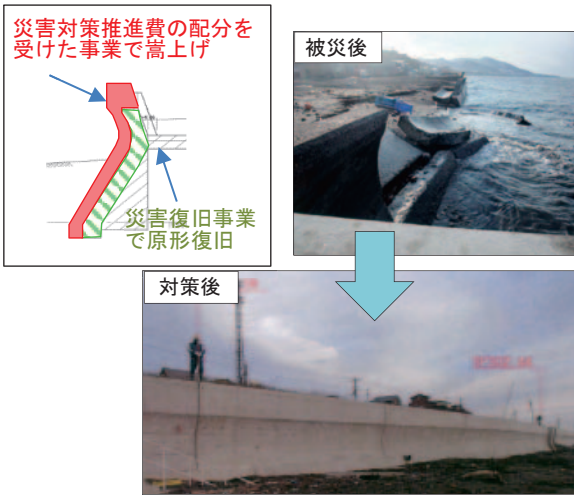


③災害復旧事業の対象とならない自然災害（風化、劣化による崖崩れ等）により被災した場合の対策を行うケース

④災害発生を受けた全国的な緊急点検等の結果、要対策箇所の実施の必要が生じた場合の対策を行うケース

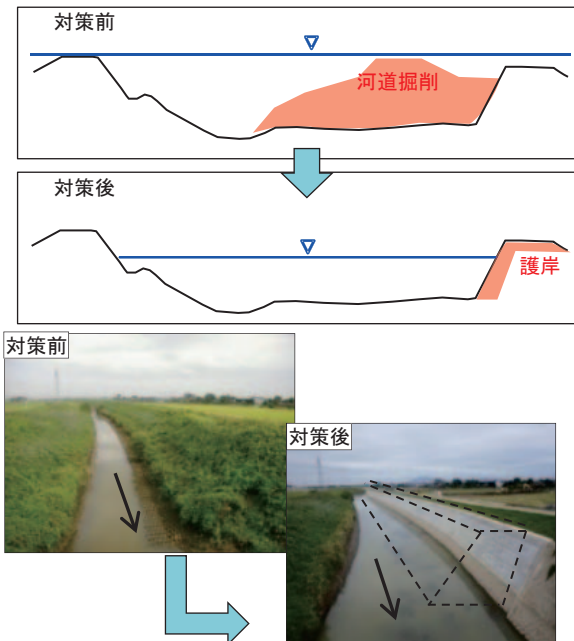
なお、対象となる災害は、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れ、その他の異常な自然現象」により生じた災害で一定の要件を満たすものです。

[(2)-①の例] 被災した護岸を災害復旧事業による原形復旧にあわせて、推進費により嵩上げを実施。



[(2)-②の例] 堤防の被害・損傷はなかったが、越水による家屋浸水被害が発生したため、推進費により河道掘削を実施。

越水・浸水したものの公共土木施設に損傷なし



(3) 交通事故等の再発防止対策

①死傷者を伴い社会的影響の大きい事故への対策を行うケース

②全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策を行うケース

2.2 防災・減災対策推進費の対象事業

対象事業は、公共事業関係費に分類される公共事業で、一定の計画等に基づき実施し、早期実施により効果が適切に発現するものが配分対象になります。ただし、以下の点に留意してください。

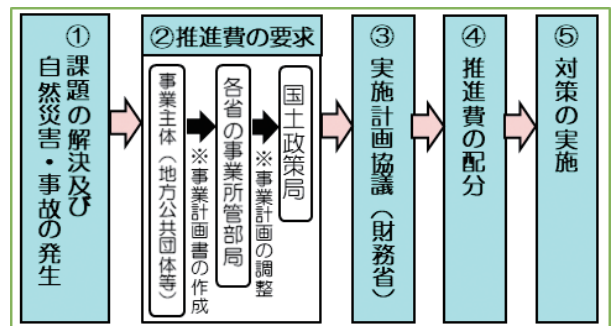
- ・事業の実施にあたり、新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであること。
- ・単なる維持管理費用等であって、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できないこと。
- ・事業を行おうとする地方公共団体において、各種土地利用規制の適切な運用などソフト面での防災・減災等に資する対策が図られていること。
- ・対象事業が社会資本整備総合交付金の基幹事業として事業実施中の場合には、交付金内で流用できない理由を別途整理する必要があること。

2.3 国庫補助率等

国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は、配分を受けた事業の規定に従います。国庫補助率や地方財政措置の優遇はありません。

2.4 防災・減災対策推進費の要求から配分までの流れ

防災・減災対策推進費の要求から配分までの流れは以下のフロー図のとおりです。



なお、令和2年度は、3回の配分を予定しております。そのほか、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。

## 3. 活用事例について

令和元年度の災害対策等緊急事業推進費での再度災害防止対策の活用事例を紹介します。

※令和2年度からは従前までの対策に加え、新たに「事前防災・減災対策」も活用できます。

## ◆事例1

## 【事業名】

道路更新防災等対策事業(主要地方道小名浜平線)  
道路更新防災等対策事業(市道鍵田1号線外1路線)

【事業主体】 福島県、いわき市

【場 所】 福島県いわき市鹿島町久保

## 【被害状況】

令和元年8月24日に山崩れが発生し、主要地方道小名浜平線は6日間全面通行止めののち、通行規制(4車線中2車線)を行いました。また、隣接する市道鍵田1号線及び市道久保・下矢田線は全面通行止めを行いました。

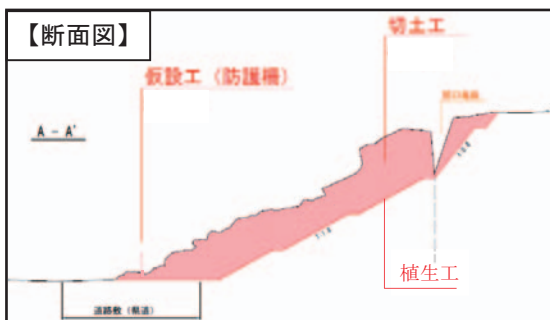
## 【対策内容】

再度災害防止を図るため、推進費を活用して緊急的に切土工及び植生工による法面対策を実施しています。

## 写真(被災状況)



## 【断面図】



## ◆事例2

【事業名】 河川激甚災害対策特別緊急事業  
(六角川水系六角川・牛津川)

【事業主体】 国土交通省

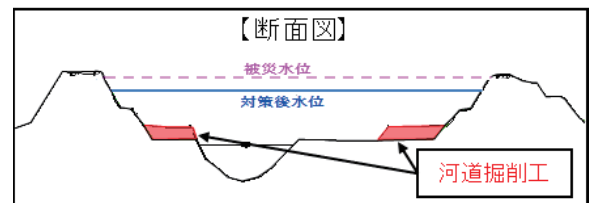
【場 所】 佐賀県武雄市北方町芦原地先、  
佐賀県小城市牛津町砥川地先

## 【被害状況】

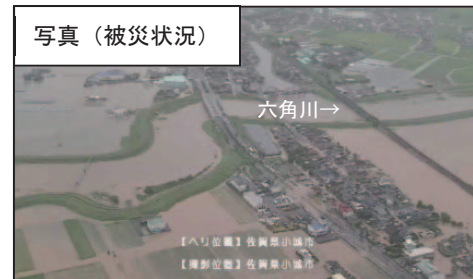
令和元年8月26日から29日にかけての前線に伴う大雨により、六角川は水位が上昇、牛津川は水位が上昇・越水し、家屋浸水などの被害が発生しました。

## 【対策内容】

河川激甚災害対策特別緊急事業の初年度に推進費を活用して緊急的に六角川・牛津川の河道掘削を実施しています。



## 写真(被災状況)



## 4. おわりに

令和2年度より、防災・減災対策推進費の活用にあたり事業実施主体への周知を進めてまいりますので、年度途中で緊急的に予算が必要となった場合には、防災・減災対策推進費の活用をご検討いただければと思います。

制度の詳細は国土交通省のホームページに掲載していますので、参考にいただければ幸いです。

## 【問い合わせ先・国土交通省ホームページ】

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

TEL：03-5253-8360(直通)

FAX：03-5253-1572

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/>

[kokudoseisaku\\_tk9\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku_tk9_000021.html)



# 水防月間（5月1日～5月31日）のお知らせ

## ～洪水から守ろうみんなの地域～

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、防災・減災の取組の一環として、梅雨や台風の時期を迎えるにあたり、国民一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解を深められるよう、毎年5月（北海道では6月）を「水防月間」として定めています。

水防災意識社会の再構築に向けて、大規模氾濫減災協議会の場等も活用して関係機関と協力し、各地域において水防訓練や水防団等と河川管理者による合同巡視等、様々な取組を実施します。なお、本年度においては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、各地域の状況に応じ中止・延期・規模を縮小する場合があります。

### 【「水防月間」中の取組】

#### 水防訓練

水防団や消防団を対象とした水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防工法訓練を開催します。また、水防団員や国土交通省職員等を対象に、河川管理施設（樋門等）や災害対策車両（排水ポンプ車等）の操作訓練等の実施や水防技術を伝承する人を育てるための講習会を開催します。

※例年実施している総合水防演習は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送ります。

#### 水防団等と河川管理者による重要水防箇所の合同巡視

水防団等と河川管理者が合同で巡視を行い、水防活動のうえで特に注意を要す箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の適切な水防活動を行えるよう備えるとともに、水防意識の向上を図ります。

#### 河川管理施設の点検等

河川管理施設を点検し、必要な補修等を行うとともに、操作体制を確実にします。また、許可工作物の施設管理者に対し必要な指導監督等を行います。

#### その他

ポスター・リーフレットの配布を通じ水防月間のPR活動を行うなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図ります。また、若者や女性などを含めた水防団員の募集を行います。



岐阜市藍川水防団  
小金井団員



水防シンボルマーク

水防（消防）団への入団は、居住する市町村等へお問い合わせください。





洪水から守ろう みんなの地域

# 水防月間

令和2年5月1日金～5月31日日

北海道は、令和2年6月1日月～6月30日火

事前の備え

ハザードマップポータルサイトで「必要な情報」を知る

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

〇〇市ハザードマップ 検索



台風や大雨が近づいたら

川の防災情報で「洪水の危険性」を知る

<https://www.river.go.jp/>



みんなの地域をみんなで守る！

## 水防団員募集中

人の役に立ちたいという思いや、何かやってみたいという思いが少しでもあれば、まずは気軽に住んでいる市町村に問い合わせをしてみてください。その行動が地域の人たちの助けになるかもしれません。

水防（消防）団への入団は、居住する市町村等へお問い合わせください。

旭市藤川水防団 小倉井団員



主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

協賛：警視庁、防衛省、経済産業省、国土知事会、全国市長会、全国町村会、NPO、一般社団法人、日本郵便協会、一般社団法人、日本民間国際会議、日本赤十字社  
 協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人、日本河川協会、全国治水組合連合会、一般社団法人、建設広報協会、一般社団法人、全国海岸協会、公益社団法人、全国防災協会、一般社団法人、河川情報センター、全国建設経済協議会



# 津波防災地域づくりをパッケージで支援 ～防災・安全交付金 令和2年度当初予算で実施される津波対策～

令和2年4月15日 総合政策局社会資本整備政策課、都市局都市安全課  
水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、治水課、海岸室  
海事局安全政策課、船舶産業課、港湾局海岸・防災課

各地域において警戒避難体制の構築等のソフト対策とも連携して、令和2年度当初予算の防災・安全交付金により効果的に実施される津波防災地域づくりに関するハード整備の事例をとりまとめましたのでお知らせします。

国土交通省では、南海トラフ地震等の発生に備え、様々な津波に対してハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を講じて減災を図る「津波防災地域づくり」を一層推進するため、「津波防災地域づくり支援チーム」によりワンストップで部局横断的に支援するとともに、取組に必要な海岸保全施設や避難施設をはじめとする施設整備等に対応する防災・安全交付金の一部について重点配分等を行い、財政的にも応援しているところです。

海岸堤防等の整備や避難施設の整備等の津波防災地域づくりを推進するためのハード整備については、各地域で防災・安全交付金等を活用して進められています。

このたび、各地域において警戒避難体制の構築等のソフト対策とも連携して、令和2年度当初予算の防災・安全交付金により効果的に実施されるハード整備の事例を別紙のとおり作成しましたので、お知らせします。

紹介事例の位置図



津波防災地域づくり支援チーム

<http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/tsunamiteam/index.html>

### 津波災害警戒区域の指定により、避難施設整備が交付金対象事業の適用に

らんこしちよう  
～北海道・蘭越町～

- 北海道・蘭越町では、平成5年の北海道南西沖地震の際に住宅等が津波被害を受けており、北海道が設定した津波浸水想定をもとに、平成30年に津波災害警戒区域が指定され、警戒避難体制の構築が進められてきた。
- 住民の安全な避難のために避難計画を検討したところ、津波の到達までに安全な避難が困難となる地区が判明したため、避難施設の整備が必要となった。
- 令和2年度予算の制度拡充で、津波災害警戒区域等を要件に避難施設の整備等が交付対象となった都市防災総合推進事業を活用して、令和2年度から津波避難施設を整備する。

#### 津波防災対策の必要性



#### 令和2年度 防災・安全交付金による津波対策の例

**○津波避難施設の整備**  
 計画名：蘭越町(港地区)津波に強いまちづくり  
 事業名：都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)  
 事業者：蘭越町  
 事業費：260.6百万円の内数 (R2当初)

**安全な避難を確保するための津波避難施設を整備**

津波避難施設規模  
 ・延べ面積：約640㎡  
 ・鉄筋コンクリート造2階建て(避難場所床高約4.0m)  
 ・収容人数：80名

津波避難施設イメージ図

#### 都市防災総合推進事業の拡充

令和2年度から、津波災害警戒区域も補助対象に。

##### 主な拡充内容

- 1) 支援対象となる地域要件の見直し  
洪水浸水想定や土砂・津波災害警戒区域等を新たに追加
- 2) 避難施設整備への支援強化  
避難施設の整備や避難施設への必要な機能整備の支援強化(用地費の交付対象化等)

##### 対象施設のイメージ



[交付対象：地方公共団体、国費率：1/2(用地費1/3)]

※令和2年度都市局関係予算概要抜粋

地区要件の拡充により、津波災害警戒区域が指定されている蘭越町港地区で、津波避難施設が整備可能に

### 安心・安全な暮らしと、活気・賑わいが両立するまちづくり

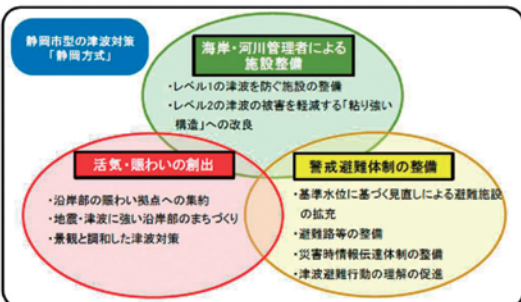
しずおかし  
～静岡県・静岡市～

- 静岡県では、県内沿岸21市町全てに「検討会」を設置し、地域の実情に応じた津波防護のあり方を検討するなど、津波防災に係る地域の合意形成を丁寧に行っている。
- 静岡市沿岸ではレベル1津波の高さに対して防潮堤の高さが不足している区間が多く、整備を早期に実現するため、静岡県が順次海岸堤防の整備を行っており、令和2年度も防災・安全交付金を活用し堤防のかさ上げを推進。
- また静岡市は、津波浸水想定区域に計画されている津波避難施設 全19基のうち、最後の1基を整備する。

#### 津波防災地域づくりの取組

**位置図**  
 静岡市

静岡市では、津波防災地域づくりの基本方針や各地域におけるまちづくりの方針等を記載した「静岡市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、国・県・市の役割分担に基づき、ハード・ソフトを組み合わせ合わせた津波対策を推進している。



静岡市では、避難施設の整備により特定避難困難地域は解消している。現在は、避難施設の拡充を継続するとともに、都市機能の充実による、安全で賑わいのある都市拠点の実現に取り組んでいる。

地域の特性を踏まえ、レベル1の津波を防ぐ施設を整備するとともに、レベル2の津波には警戒避難体制の整備により対応する。

#### 令和2年度 防災・安全交付金による津波対策の例

**○海岸堤防の整備**  
 計画名：静岡県における地震・津波から命を守る海岸づくりの推進(防災・安全)緊急対策  
 事業者：静岡市  
 事業費：1,352百万円の内数(R2当初)

レベル1津波による浸水を防ぐための海岸堤防のかさ上げ

静岡海岸の整備イメージ

**○避難場所等の整備**  
 計画名：災害に強いまちづくりの推進(防災・安全)  
 事業名：都市防災総合推進事業  
 事業者：静岡市  
 事業費：820百万円の内数(R2当初)

津波避難タワー整備イメージ

外付け階段 民間津波施設整備イメージ



### 津波災害に強く、将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

～愛知県・<sup>たばらし</sup>田原市～

- 愛知県・田原市では、関係機関の協議会により議論を行いながら、『できることから着実に』をスローガンに津波防災に係る地域の合意形成を丁寧に行い、ハード・ソフト対策を組み合わせた津波対策を進めている。
- 愛知県では、ゼロメートル地帯や比較的津波到達時間の早い半島先端地域において、レベル1津波に対応する海岸堤防の整備を推進しており、令和2年度も防災・安全交付金を活用し田原市内で堤防のかさ上げを進める。
- 田原市では、避難路の整備や津波避難訓練を行なうとともに津波避難施設の整備を進める。

#### 津波防災地域づくりの取組

**位置図**

田原市では、関係機関の協議会により議論を行いながら、津波防災地域づくりに向けた基本方針等を記載した「田原市津波防災地域づくり推進計画」を策定。

最大クラスの津波から市民の生命・財産を守り、将来にわたって安心して暮らすことのできるまちづくりを目標としてハード・ソフトを組み合わせた津波対策を推進。

**基本方針** 安全として人命を守る

**津波防災地域づくり推進計画の基本方針**

**渇水地域のまちづくり方針図**

#### 令和2年度 防災・安全交付金による津波対策の例

**○ 海岸堤防の整備**

＜防災・安全交付金＞

計画名：ものづくり愛知県における安全・安心な生活基盤の確保(防災・安全)  
 事業者：田原市  
 事業費：802百万円の内数 (R2当初)

レベル1津波による浸水を防ぐための海岸堤防のかさ上げ

**○ 避難施設等の整備**

＜防災・安全交付金＞

計画名：地震・津波から命を守るまちづくり(2)  
 事業名：都市防災総合推進事業費  
 事業者：田原市  
 事業費：412百万円の内数 (R2当初)

【津波避難タワー等整備イメージ】

### 「命を守る」ハード・ソフト対策の徹底

～高知県・<sup>こうちし</sup>高知市～

- 高知県・高知市では、津波が発生した際にも避難ビルや高台入り口がどこにあるか確認できインターネット通信が可能な場合にどこからでも救助要請ができる「津波SOSアプリ」を開発するなど、住民に啓発活動を行っている。
- 津波災害を防止するためのハード整備として、国直轄事業による第一線防波堤(第一ライン)、湾口地区の堤防等(第二ライン)の整備と連携し、高知県が防災・安全交付金や補助金を活用し、浦戸湾地区の内部護岸等(第三ライン)や河川堤防を整備し、「三重防護」と河川の対策を進める。
- また高知市では、津波災害の危険性の高い地域を優先し、地区住民による応急活動拠点場所を整備する。

#### 津波防災地域づくりの取組

■高知県では、2019年3月に南海トラフ対策行動計画(第4期)を策定し、「命を守る」対策のさらなる徹底のため、副読本や啓発用パンフレットの作成や津波避難の啓発CMをHPに掲載するなどの広報活動を実施。

■高知市では、長期浸水地域で孤立した避難者の情報を収集し、大規模災害に備えた防災アプリ「高知市津波SOSアプリ」の運用を開始。

**【津波SOSアプリ機能例】**

津波避難ビルが探せる！

津波避難ビルや高台入口の情報がアプリから確認できます。

津波避難ビル等検索機能

#### 令和2年度 防災・安全交付金や補助金による津波対策の例

**○ 海岸堤防等の整備**

南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、河川堤防等の耐震対策や、高知港海岸における三重防護の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全性の向上を図る。

＜補助事業＞

事業名：高知港海岸 海岸保全施設整備連携事業  
 事業者：高知県  
 事業費：800百万円 (R2当初)

事業名：高知地区事業間連携河川事業  
 事業者：高知県  
 事業費：4,430百万円 (R2当初)

＜防災・安全交付金＞

計画名：海と暮らす土佐の海岸づくり(防災・安全)  
 事業者：高知県  
 事業費：1,187百万円の内数 (R2当初)

計画名：高知県における流域一体となった総合的な浸水対策の推進(防災・安全)緊急対策  
 事業者：高知県  
 事業費：804百万円の内数 (R2当初)

**○ 災害時の活動拠点整備**

消防団屯所の耐震化と避難所を合衆した活動拠点を整備することにより避難対策の充実、強化を進め、災害に強いまちづくりを推進する。

＜防災・安全交付金＞

計画名：高知市南海トラフ巨大地震等による大規模災害及び激甚化する気象災害に備えた災害に強い地域づくりの推進(防災・安全)  
 事業者：高知市  
 事業費：420百万円の内数 (R2当初)

# 既存ダムの「事前放流ガイドラインの策定」 について

令和 2 年 4 月 22 日 水管理・国土保全局河川環境課

水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うため、令和元年11月、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」が設置され、令和元年12月に同会議で策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」に基づき、関係省庁が連携して取り組みを進めてきています。

今般、同基本方針に基づき、国土交通省において、ダムの事前放流の実施にあたっての基本的事項を定める事前放流ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、本日開催された「第 3 回既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」において確認され、策定したものです。

## (参考) 関連資料

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/)

○既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam\\_kouzuichousetsu/pdf/kihon\\_hoshin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kisondam_kouzuichousetsu/pdf/kihon_hoshin.pdf)

## 事前放流ガイドラインの主な内容

### ○総論

- ・国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象
- ・技術・システムの進展や適用した実績の状況を踏まえ、運用や精度を改善していく観点から、必要に応じて内容を見直す

### ○基準等の設定方法

#### ◆開始基準の設定

- ・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき

#### ◆事前放流による貯水位低下量の設定方法

- ・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定して貯水位に換算

#### ◆事前放流時の最大放流量

- ・ダム下流河川の流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の放流能力等を考慮して設定

#### ◆事前放流の中止の基準

- ・容量が確保された場合、予測降雨量に変化して基準降雨量に該当しなくなった等の場合には中止

#### ◆事前放流の実施にあたっての留意事項

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ、協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明
- ・河川管理者である国土交通省は、災害や事故の防止等のため必要があるときは、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置をとるよう要請

#### ◆事前放流の操作ルールへの位置づけ

- ・事前放流の開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することを原則とし、当該要領について、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体において共有することが望ましい

### ○事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

### ○適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保

- ・事前放流は、降雨の予測に応じて適時に行うものであり、事前放流の実施に必要な体制を確保し迅速な参集体制を整えておく
- ・事前放流を的確に行うため、ダム施設等を常に良好な状態に保つために必要な観測、計測、定期的な点検及び整備を実施

### ○施設改良が必要な場合の対応

- ・施設改良により洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、必要な対応を進める

詳細は別紙



## 事前放流ガイドライン 開始基準と貯水位低下量について

### 【開始基準】

- ・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき。
- ・基準降雨量は、下流で氾濫等の被害が生じるおそれのある規模(ダム下流河川の現況流下能力に相当する規模)の降雨として定める。
- ・予測降雨量は、84時間先までの予測を行うモデル(気象庁の全球モデル)を用いる。

### 【貯水位低下量設定方法】

#### (予測降雨量)

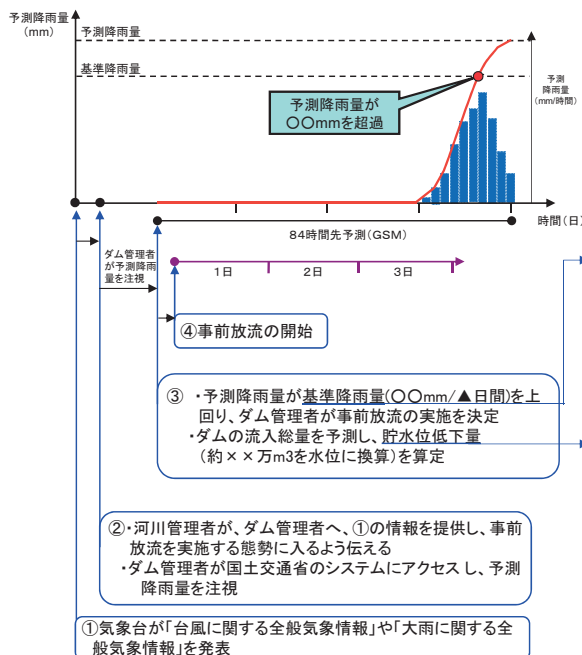
- ・事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本とし、予測降雨量は、気象庁の全球モデルによる数値予報データを用いることを基本とする。
- 39時間先までの予測を行うモデル(気象庁のメソモデル)による数値予報データも併せて用い、いずれか大きい方が基準降雨量以上であるかを確認する。

#### (貯水位低下量)

- ・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定した上でこれを貯水位に換算する。

## 事前放流の実施フロー

### ○事前放流の実施判断



### 【基準降雨量】

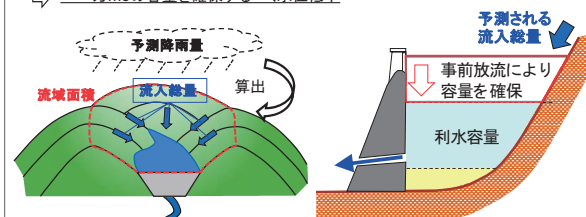
ダム上流域で基準降雨量(Omm/▲日間)を上回るとき、下流河川において、氾濫するおそれがある危険な状態となる



### 【貯水位低下量】

予測降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量として、約××万m3を算定し、これを貯水位に換算

⇨ ××万m3の容量を確保するべく水位低下



※小規模な農業用ダム等については、季節ごとにあらかじめダムの水位を低下させておくなどの運用(簡易な事前放流)を行う。

# 令和元年度 水防専門家の派遣実績について

公益社団法人 全国防災協会

当協会では、水防団・消防団、国土交通省 OB 等を中心に水防技術に精通した専門家（R2.3.31現在99名）を派遣する制度を平成19年2月に創設しました。水防団等への水防に関する知識、技能の向上を支援するため、水防管理団体の要請に応じ水防訓練の講師（縄結びやシート張工、月の輪工等の指導）として派遣しています。令和元年度は、23機関の要

請に対し、延べ71名（人・日）を派遣しています。また、制度開始以来317機関の要請に対し、752名（人・日）を派遣しています。

※水防専門家派遣制度の詳細については、当協会ホームページ「水防専門家派遣制度」をご覧ください  
[http://www.zenkokubousai.or.jp/saigai\\_flood.html](http://www.zenkokubousai.or.jp/saigai_flood.html)

表－1 令和元年度 水防専門家派遣実績 一覧表

(令和2年3月31日現在)

No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣回数	延べ派遣者数	水防専門家名	備 考
1	滋賀県土木交通部 流域政策局	研修会及び訓練講師	①(研修会) 滋賀県守山市 ②(訓練) 滋賀県彦根市	①4月26日 ②5月26日	2	2	裕 永 正 光	2日×1人 = 2人・日
2	岡山県土木部 防災砂防課	水防訓練講師	岡山県岡山市北区 首部地先	6月17日	1	4	山 本 正 司 小坂田 堅 太 田 友 裕 大 木 孝 志	1日×4人 = 4人・日
3	兵庫県土木整備部 土木局河川整備課	水防訓練講師	兵庫県三木市 志染町御坂地先	5月31日	1	3	裕 永 正 光 福 井 保 谷 田 登志晴	1日×3人 = 3人・日
4	国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部	水防訓練講師	北海道勇払郡 むかわ町宮戸地先	6月14日 6月15日	2	2	後 藤 定 輝	2日×1人 = 2人・日
5	鳥取県土木整備部 河川課	水防訓練講師	鳥取県鳥取市 西品治地内	5月25日 5月26日	2	8	福 田 洲 夫 永 田 瑞 穂 山 本 広 雄 朝 倉 嘉 雄	2日×4人 = 8人・日
6	福島県土木部 河川整備課	水防訓練講師	①福島県福島市 ②福島県二本松市	①4月14日 ②4月21日、 5月8日、 12日、19日、 22日	6	6	鈴 木 隆 三	6日×1人 = 6人・日
7	秋田県由利本荘市	水防訓練講師	秋田県由利本荘市 西目	6月9日	1	1	菅 原 信 雄	
8	国土交通省 東北地方整備局 水災害予報センター	水防技術競争大会 審査員	山形県北村上郡 大石田町横山地先	5月26日	1	3	浦 部 康 悦 佐 藤 康 努 中 沢 重 一	1日×3人 = 3人・日
9	兵庫県尼崎市	水防訓練講師	兵庫県尼崎市	5月21日 5月22日	2	4	裕 永 正 光 福 井 保	2日×2人 = 4人・日



No.	派遣要請機関	派遣目的	派遣場所	派遣要請日	派遣回数	延べ派遣者数	水防専門家名	備 考
10	岩手県一関市消防本部	水防訓練講師	岩手県一関市	5月26日	1	1	菅原 信雄	
11	埼玉県 行田県土整備事務所	水防訓練講師	埼玉県行田市	5月30日	1	1	茂木 弘	
12	埼玉県 加須市・羽生市 水防事務組合	水防訓練講師	埼玉県羽生市	6月1日	1	1	茂木 弘	
13	青森県 三八地域県民局 地域整備部	水防訓練講師	青森県上北郡 おいらせ町	5月12日 5月18日 5月19日	3	6	葛西 喜美雄 三浦 恵一	3日×2人 =6人・日
14	国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所	水防訓練講師	鳥根県雲南市	6月1日 6月2日	2	14	①両日： 江角 俊明、 大輝 勝、 土江 秀治、 木村 克己、 土江 清司、 犬山 正 ②2日： 西村 明、 元山 勉	2日×6人＋ 1日×2人 =14人・日
15	埼玉県行田市	水防訓練講師	埼玉県行田市	6月22日	1	1	茂木 弘	
16	国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	水防訓練講師	静岡県富士市	6月5日	1	4	河野 俊彦 天野 久一 芦沢 義仁 有泉 登	1日×4人 =4人・日
17	滋賀県守山市 危機管理局	地震災害総合訓練 講師	滋賀県守山市	8月25日	1	1	裕永 正光	
18	国土交通省 北海道開発局 留萌開発建設部	水防技術講習会	北海道留萌市	7月17日	1	1	石澤 寛	
19	埼玉県 北本県土整備事務所	水防訓練	埼玉県北本市	7月4日	1	1	茂木 弘	
20	国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 池田河川事務所	水防技術講習会	北海道中川郡 池田町	8月1日	1	1	平野 正則	
21	鳥取県中部総合事務所	水防訓練	鳥取県倉吉市	8月4日	1	3	永田 瑞穂 米田 明徳 茅原 伸喜	1日×3人 =3人・日
22	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部 釧路河川事務所	釧路川標茶地区 水防技術講習会	北海道川上郡 標茶町	8月7日	1	1	平野 正則	
23	鳥取県岩美町	水防訓練講師	鳥取県岩美郡 岩美町	9月1日	1	2	永田 瑞穂 朝倉 嘉雄	1日×2人 =2人・日
計	23	23			35	71		

表-2 水防専門家 これまでの派遣実績 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

年 度	派遣先機関数	派 遣 回 数	延 べ 人 数 (人・日)	備 考
19年度	14	14	28	中国地方整備局 河川管理課 ほか
20年度	27	28	60	関東地方整備局 甲府河川国道事務所 ほか
21年度	27	32	65	四国地方整備局 高知河川国道事務所 ほか
22年度	22	25	50	四国地方整備局 徳島河川国道事務所 ほか
23年度	24	26	49	滋賀県土木交通部流域政策局 ほか
24年度	19	19	41	鳥取県 県土整備部 河川課 ほか
25年度	20	23	51	北海道開発局網走開発建設部 ほか
26年度	24	25	43	新潟県妙高市 ほか
27年度	30	34	68	青森県下北県民局地域整備部 ほか
28年度	28	34	65	新潟県消防学校 ほか
29年度	32	43	83	埼玉県大里郡利根川水防予防組合 ほか
30年度	27	41	78	九州地方整備局八代河川国道事務所 ほか
元年度	23	35	71	福島県土木部河川整備課 ほか
計	317	379	752	

※制度の発足は平成19年 2 月

## 災害査定の留意点

# 災害復旧事業の査定事例(6)

## ～応急工事①(仮道・仮さん道・仮橋)～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課\*

### 1. はじめに

全国各地で行われた実際の災害査定事例を参考に、災害復旧事業を実施していくうえでの留意点等について、国土交通省防災課の災害査定官が説明していきます。

今回は、応急工事の仮道・仮さん道・仮橋について説明します。

### 2. 応急工事の仮道・仮さん道・仮橋

応急工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、主務大臣が特別の事情があると認める場合、これらの応急工事に要した費用の全部又は一部は国庫負担の対象となり得ます。(令第4条・2) 応急工事は、応急本工事と応急仮工事に区分されます。

- 1) 応急本工事は、災害査定前に施工した工事のうち、復旧工事の全部又は一部となる工事(要綱第9・(二))です。
- 2) 応急仮工事は、仮道、仮さん道、仮橋などの工事(要綱第9・(一))で、応急仮工事が認められる場合は表-1の通りです。

### 3. 応急仮工事の採択基準

応急仮工事は、前述の「要綱第9・(一)の要約」を参考にするとともに次の基準によります。

- 1) 復旧工事費(応急仮工事費、処分費及び事業損失防止施設費を除く)が、限度額以上であること。

(都道府県又は指定都市120万円、市町村60万円以上)(方針第7・1・(一))

- 2) 自動車の交通量は極力交通量調査によること。
- 3) 迂回路は迂回距離、幅員、耐荷重、路面状態、交通量等を勘案のうえ、認定する。迂回路距離は2km程度を基準とする。(申合第2・五)

### 4. 応急仮工事を申請する場合の留意点

申請する場合の留意点は、以下のとおりです。

- 1) 応急仮工事は、査定時点においては、竣工、未竣工にかかわらず、すべて未着手工事として取り扱い、同意単価で積算します。ただし、復旧工事の全てを契約済みの場合は、実施設計書により申請することができます。
- 2) 応急仮工事のうち復旧工事に転用できる材料等は転用の費用(除去及び小運搬等の費用)を復旧工事費に計上します。また、復旧工事施工に障害となるものについても、復旧工事費に除去費を計上しても差し支えありません。
- 3) 本工事に転用しない材料、施設等については、取除費等は計上しません。
- 4) リース橋等は取除費を計上できます。
- 5) 仮道、仮さん道、仮橋は、復旧工事に支障のない位置とします。
- 6) 幅員は、必要最小限(W=4m)とし、必要性を明確にすることによってそれ以上の幅員とすることもできます。

表-1 要綱第9・(一)の要約

細則	対象種目	被災箇所の状況	応急工法
イ	道路 一般国道、主要地方道、主要道以外の都道府県道、市町村道で交通上特に重要なもの(注1)	・交通の著しい支障 ・復旧に長期間 ・適当な迂回路がない(原則2Km程度) ・緊急に施行が必要	・仮道 ・仮さん道 ・仮橋
ロ	道路、橋梁(イ以外のもの)	・民生の安定上必要(注2) ・緊急に施行が必要	・仮道 ・仮さん道 ・仮橋

(注1) 交通上特に重要と認められるもの(方針第7・(三))

- ①自動車交通量100台/日以上の路線
- ②定期バス又は定期貨物自動車路線
- ③官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通じる路線

(注2) 民生の安定上必要がある(方針第7・1・(四))

- ①食料物資の輸送又は復旧資材の運搬等のため早急に交通路を確保する必要があること



### 5. 査定事例から

#### 1) 仮道

- ・被災路線は、主要地方道で官公署、学校、病院等の公共的施設に通ずる主要な道路であり、近傍に適当な迂回路がありませんでした。
- ・被災により、長期間通行止めになることから、本復旧に支障のない位置に仮道が申請され採択されました。
- ・本復旧は大型ブロック積工で、床堀の影響範囲外(本復旧に支障のない位置)に仮道を設置します。

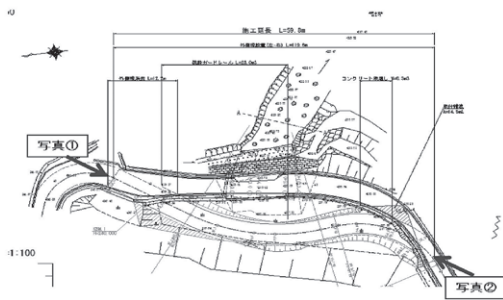


図-1 平面図(仮道)

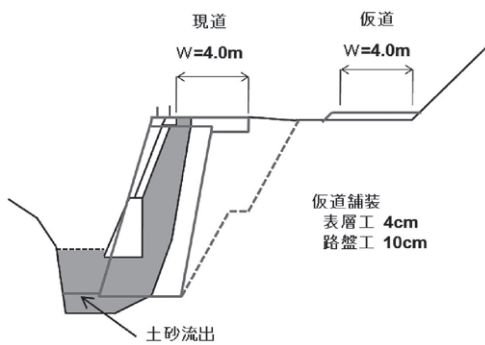


図-2 横断面図(本復旧と仮道)



写真-1 仮道施工後



写真-2 仮道施工後

- ・仮道の法面に最小限の範囲で仮設のモルタル吹付を実施します。

※仮道は1車線、砕石路面とすることが原則であるものの、交通量・道路縦断勾配等の条件を整理し、必要性が認められれば、2車線やアスファルト舗装を採択することも可能です。

#### 2) 仮橋

- ・河川の洗掘により落橋したので、本復旧は橋梁を架替します。
- ・被災路線は、自動車交通量100台/日以上で近傍に迂回路がなく、本復旧完了まで仮橋が必要であり採択されました。



写真-3 仮橋設置後

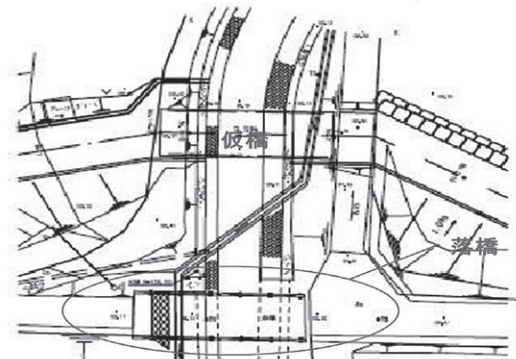


図-3 平面図(仮橋)

### 6. おわりに

令和元年は、台風15号や19号等の台風、8月の前線に伴う大雨等の洪水により、全国各地で多くの災害が発生しており、これまで考えられなかったような災害が、いつ、どこで、発生してもおかしくない時代となってきています。

災害復旧にあたり、民生の安定上(集落等の孤立回避等)、交通路の確保が必要となる場合には、適切な工法等により復旧工事の計画を立案し、適切な申請をしていただきたいと思います。そのことにより、効率的な工事の進捗が図られ、地域住民の安全・安心に寄与できるものと思われまます。

## 新任査定官プロフィール



氏名 花 籠 利 行  
出生地 岩手県  
家族 5人  
趣味 散歩

主な経歴  
昭56. 建設省採用  
平26. 東北地方整備局成瀬ダム工事事務所副所長  
平28. 東北地方整備局河川部河川工事課長  
平31. 水管理・国土保全局治水課課長補佐  
令2. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました花籠と申します。

全国で頻発・激甚化している自然災害からの早期災害復旧に向け、地元自治体の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。



氏名 角 田 たかし  
出生地 群馬県  
家族 3人  
趣味 庭木の剪定と  
草むしり

主な経歴  
平元. 群馬県採用  
平27. 群馬県県土整備部桐生土木事務所補佐  
平29. 群馬県県土整備部砂防課補佐  
平31. 群馬県県土整備部契約検査課補佐  
令2. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任しました角田と申します。

被災地域における早期の災害復旧に向け、地方自治体の皆様方とともに協力して取り組んでいきたいと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。



氏名 古 溝 幸 永  
出生地 福島県  
家族 5人  
趣味 ママチャリ散策  
温泉巡り

主な経歴  
平2. 北海道開発局採用  
平26. 北海道開発局建設部河川管理課管理第一係長  
平28. 北海道開発局網走開発建設部治水課流域計画官  
平30. 北海道開発局室蘭開発建設部治水課課長補佐  
令2. 水管理・国土保全局防災課災害査定官

4月に災害査定官に着任いたしました古溝（こみぞ）と申します。

近年、大規模な地震災害や集中豪雨の多発など激甚化している自然災害等により、全国で大きな被害が頻発化しています。こうした被害により都道府県や市町村の被災した重要インフラ等において、早期に復旧できるよう、自治体の皆様の協力のもと精一杯尽力してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。



協会だより

## 令和 2 年度 第 1 回理事会、第 2 回理事会の 書面による開催について

令和 2 年度第 1 回理事会を 5 月 8 日(金)、第 2 回理事会を 5 月 25 日(月)に開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣

言の発令を踏まえ、会議の招集を中止し、特例として書面にての理事会（一般社団・財団法人法第 96 条、定款第 39 条）といたしました。

## 令和 2 年度 定時総会への出席自粛、総括災害査定官 による説明会及び懇親会の中止について

令和 2 年度定時総会を 5 月 25 日(月)に開催いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣言の発令を踏まえ、総会への実出席人員を必要最小限にとどめることとし、書面表決又は

議長への委任を各会員にお願いし、出席は自粛をお願いすることといたしました。

なお、例年、定時総会と同日に開催している総括災害査定官による説明会については、実施しないことといたしました。

## 令和 2 年度 災害復旧実務講習会の講義形式での 開催中止について

災害復旧実務講習会は、6 月 23 日(火)・24 日(水)に開催する予定でしたが、コロナウイルス感染症の状況、政府の緊急事態宣言の発令を踏まえ、講習会はテキスト販売のみとし、受講者に集まっていただく講義形式は行わないことといたしました。

テキストは、災害復旧実務講義集（令和 2 年度版）と平成 31 年・令和元年発生災害採択事例集を予定しており、販売の時期等については当協会ホームページでお知らせいたします。

平成31年(令和元年) 発生主要異常気象別被害報告

令和2年4月1日現在(単位:千円)

	冬期風況及び吹風況		豪雨		地すべり		融雪		地 震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合 計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	1	100,000	5	217,372	1	300,000					20	285,000			7	617,372		
青森										(7)	(425,600)			20	285,000			
岩手			3	67,000	1	390,000					881	15,573,700			887	16,040,700		
宮城										<5>	<396,000>			<5>	<396,000>			
秋田			4	49,000	3	1,280,000				(41)	(4,597,799)			(41)	(4,597,799)			
山形									<4>	<280,000>			4	169,000			11	1,498,000
福島			5	42,000	2	1,300,000			17	680,000			115	2,309,151			132	2,989,151
茨城										(45)	(20,804,183)			(45)	(20,804,183)			
栃木										3,207	136,824,375			3,214	138,166,375			
群馬			43	1,029,645						<4>	<485,000>			<4>	<485,000>			
埼玉			2	80,000						(4)	(273,700)			(4)	(273,700)			
千葉			2	45,000						264	10,567,766			264	10,567,766			
東京			1	30,000						(41)	(3,197,958)			(41)	(3,197,958)			
神奈川										1,122	41,451,475			1,123	41,481,475			
新潟			43	1,029,645						(6)	(539,384)			(6)	(539,384)			
富山			2	80,000						793	31,361,050			746	32,390,695			
石川										(26)	(1,636,219)			(26)	(1,636,219)			
福井			6	97,800	1	1,500,000				240	8,905,732			243	9,000,732			
山梨										<4>	<350,000>			<4>	<350,000>			
長野			18	298,000	2	220,000				(20)	(2,194,443)			(20)	(2,194,443)			
岐阜			35	818,500						492	11,033,876			406	11,103,876			
静岡			9	282,000	1	200,000				(20)	(969,000)			(20)	(969,000)			
愛知			5	177,000	1	395,000				35	2,188,400			35	2,188,400			
三重			<1>	<720,000>						<1>	<60,000>			<1>	<60,000>			
滋賀			157	3,912,000	1	200,000				(3)	(205,500)			(3)	(205,500)			
京都			3	20,100	6	740,000				144	6,626,000	1	300,000	146	7,051,000			
大阪			2	134,000	2	964,785				(6)	(642,000)	(1)	(25,000)	(8)	(727,000)			
兵庫					2	666,528				377	15,834,500	2	28,000	436	17,386,350			
奈良			9	475,500						8	155,500			9	600,500			
和歌山			<2>	<115,000>						49	429,000			57	640,800			
鳥取	<1>	<50,000>	1	21,000						1	1,500,000			1	1,500,000			
島根	1	50,000	29	329,100														
岡山			59	1,726,692	1	11,900				(1)	(6,500)			(1)	(6,500)			
広島			15	195,664						136	7,349,093			136	7,349,093			
山口			199	2,936,000	1	250,000				(56)	(16,610,318)			(56)	(16,610,318)			
徳島			48	1,018,527						1,354	87,471,077			1,378	88,081,677			
香川			2	45,000						42	988,500			77	1,807,000			
愛媛			74	1,109,500						<9>	<460,000>			<9>	<460,000>			
高知			106	1,805,700	2	1,735,000				(1)	(5,000)			(1)	(5,000)			
福岡			225	5,159,500						10	300,000			326	13,346,000			
佐賀			(3)	(466,914)						4	84,000	1	25,000	(2)	(64,000)			
長崎			438	5,936,438						<2>	<720,000>			<2>	<720,000>			
熊本			(1)	(40,000)						6	123,000			6	123,000			
大分			146	1,887,106						97	2,374,200			261	6,609,200			
宮崎										1	70,000			1	70,000			
鹿児島			23	1,685,614						9	20,100			9	20,100			
沖縄			10	287,000						4	147,000			4	147,000			
仙台																		
さいたま																		
千葉																		
横浜																		
川崎																		
相模原																		
静岡																		
浜松																		
補助計	<1>	<50,000>	(15)	(2,332,476)						<4>	<280,000>			<4>	<280,000>			
直轄計	2	150,000	12	1,235,058	38	12,873,213	6	360,000	22	765,200	1,896	29,106,101	13,009	496,157,411	9	554,000	17,009	580,981,986
合計	2	150,000	2,039	42,251,058	38	12,873,213	6	360,000	22	765,200	1,903	29,654,104	13,475	613,309,611	10	560,500	17,495	699,923,686

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

[http://www.mlit.go.jp/river/toukei\\_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html](http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html)



令和 2 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 2 年 4 月 1 日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道			14	550,000													14	550,000
福島			63	1,357,400	1	83,000											64	1,440,400
新潟	<1>	<500,000>															<1>	<500,000>
	3	720,000															3	720,000
富山	1	200,000															1	200,000
石川	4	870,000							1	15,000							5	885,000
三重	1	400,000	2	130,000													3	530,000
兵庫	<1>	<18,000>															<1>	<18,000>
奈良	1	18,000															1	18,000
和歌山			1	22,000		4,500,000											1	4,500,000
																	1	22,000
鳥取	1	170,000															1	170,000
愛媛			2	11,000	1	300,000											3	311,000
高知			14	767,800	1	400,000											15	1,167,800
福岡					3	430,000											3	430,000
大分			21	453,000													21	453,000
宮崎					1	150,000											1	150,000
鹿児島			1	90,000													1	90,000
補助計	<2>	<518,000>															<2>	<518,000>
	11	2,378,000	118	3,381,200	8	5,863,000			1	15,000							138	11,637,200
直轄計	1	500,000															1	500,000
合計	12	2,878,000	118	3,381,200	8	5,863,000			1	15,000							139	12,137,200